○東北地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十五日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号及び四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田市河辺和田字下石川一八五番から同市河辺和田字和田一四五番五まで	前	一五・二〇～五七・七三メートル	〇・七三八キロメートル
	後	三二・六〇～六三・三六メートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　足利佐野都市計画道路事業三・四・一号前橋水戸線及び三・四・二百一号高砂植下線

三　事業施行期間　自平成二十七年七月十五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　栃木県佐野市高砂町字高砂町及び万町字万町地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	茨城県猿島郡境町大字横塚字小蛇池四五番三から古河市久能字東沼一六二三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月十五日

○関東地方整備局告示第二百九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	市川市北国分三丁目三三六六番一地先から同市堀之内二丁目三七一番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月十五日

国会事項

衆議院

質問書提出

七月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国が行政不服審査請求を行うことの適格性等に関する質問主意書（仲里利信提出）

ＴＰＰ交渉についての政府の見解等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

ビザなし交流中止についての政府答弁に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

報告書受領

七月十三日国と地方の協議の場議長官義偉から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十七年度第一回）における協議の概要に関する報告書

参議院

質問主意書提出

七月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉國内閣法制局長官答弁に関する再質問主意書（中西健治提出）（第二〇三号）

産業活性化のための国家デジタル戦略に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第二〇四号）

エネルギー需給・環境問題への対応に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第二〇五号）

質問主意書転送

七月十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する再質問主意書（和田政宗提出）（第一九七号）

国外犯と自衛隊に関する質問主意書（水野賢一提出）（第一九八号）

自衛隊員の武器の使用に関する質問主意書（水野賢一提出）（第一九九号）

報告書受領

七月十三日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十七年度第一回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

内閣

（国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室長（併）住宅局住宅取得給付措置推進室）国土交通事務官　瀧澤　謙

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に昇任させる（七月十日）

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

農林水産大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（前橋地方裁判所判事）判事　合田　悦三

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（前橋地方裁判所判事・前橋簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　永野　厚郎

兼官を免ずる（以上七月十一日）

金融庁

（総務企画局総務課国際連携・協力室長）内閣府事務官　渡部　康人

総務企画局参事官を命ずる

（検査局総務課統括検査官）同　大城　健司

総務企画局総務課国際連携・協力室長を命ずる

（総務企画局市場課課長補佐）

同　吉田　修

総務企画局政策課企画官を命ずる

（総務企画局付）同　齋藤　馨

総務企画局市場課長を命ずる

（総務企画局市場課長）同　田原　泰雅

総務企画局企業開示課長を命ずる

（総務企画局企画課長兼総務企画局企業開示課長）同　松尾　元信

総務企画局企業開示課長兼務を免ずる

（証券取引等監視委員会事務局統括検査官（第四部門））同　鈴木三智男

総務企画局企業開示課企業財務調査官を命ずる